

してきた。2つ統合的かつ組合されたシリーズが作り上げられており、それらは社会福祉支出のシリーズと国民保健費のシリーズである。

調査方法の開発では、幾つかの要素に検討が必要である。それらの中で、最も重要なものは目的と人材を継続的に用いることで、一般的には、それらの目的と人材は保健・教育・福祉省の研究と学問的な研究に欠けている。客観性は維持されなければならないし、また、幾つかの出版物を用いる手段によって、調査や研究の成果の共有が奨励されている。

Social Security Research; The Relation of Research and Policy Planning in a Government Agency, Journal of Social Policy, Cambridge Univ, Press, Vol.1, Pt.4, Oct.1972; No.90, '72/73,

社会保険の改善と発達

Stefan Bedkowski (ポーランド)

社会保険公社の議長は、給付の裁定と支払いにかんする同公社の基本的な役割を論じ、制度の効率を増大するために必要な改善を指摘している。

社会政策の重要な手段の1つは、社会保障給付の裁定である。党議会の色いろな指示は、長期的な役割を採用する責任とともに、制度の直接的な運営の担当者として活動する公社に長期的な役割を定めた。したがって、給付の改善と拡大の分野における重要な役割は、次の内容を含んでいる。

- (a) 筋肉労働者と非筋肉労働者に対する給付規定の改善にかんする長期的な計画の策定。
- (b) 資格取得等を満たすことのできない人びと(とくに、要求された被保険者期間を満たしていない人びと)と、困難な環境で就労する人びとに対する年金規定の基本原則の策定。何よりもまず第一に、資格取得は、健康の状態を理由として、報酬を得て労働することのできない年金年齢に近くなった女性労働者に認められるべきである。

党議会の指示に含まれた各種の役割は、給付支払いの他の分野における改善を利用しつつしたり、あるいは、制限していない。給付支払いのこれら他の分野で最も緊要なことは、次のような点である。つまり、それらは極端に困難な労働環境で就労する人びとに対する第一次分野適用の拡大、および資格取得に要求された就労年数を遙かに超えて、しかも、まだ年金年齢に達していない人びとに対する早期退職年齢の容認である。

社会保険は質と量のいずれも将来急速に成長するであろう。1971年に制度でカバーされた人びとの人数は1,140万人で、1972年に30万人が増加した。1975年には、約1,260万人がカバーされ、年金受給者数は310万人になるであろう。党議会の指示は、受給者数と保険の型についてさらに拡大を予想している。医療は全人口のうちさらに多くのカテゴリー、すなわち、商業の協同組合員と自営業者、および勤務の契約以外に企業で働らく人びとに拡大されるであろう。

新しい役割の負担を引受けるために、公社はすべての望ましくない運営を排除し、制度の改善に用いられるすべての可能性を利用しなければならない。

老齢年金については、年金にかんする敏速かつ正確な評価が常に保証されなければならない。不満の主要な原因は、人びとが労働を停止した日以後直ちに

年金が裁定されないという事実である。年金の申請を処理する業務の遅延を理由として、公社の各機関に対して多くの不満が抱かれている。色いろな企業は、必要な書類をつけて年金受給の請求を完全なものにしなければならないし、また、申請者の退職日の1カ月前に所轄の社会保険機関と請求について相談しなければならないであろう。指示者達は年金の裁定に必要な書類を完全なものにして、人事担当者とその職務を果させるために指示を与えなければならないし、また、申請者が裁定された年齢を受給するときまでに、当人の生計維持を図らなければならないであろう。

家族手当と疾病給付については、これらの諸給付の管理・運営にかんする多くの批判がいちじるしく見受けられる。それらの批判の原因の中には、とくに、企業の示した関心の欠如から生ずる多くの誤まったしかも不正確な点をもつ特色とともに、多くの形式張った複雑さが見うけられる。また、これらは制度の運営を担当する業務の正常な機能を果す管理・運営によってもたらされる。たとえば、家族手当はある年齢までの、もしくは、就学中の子供に支給を認められる。最近の学校改革は家族手当の法令にまでまだ及んでいないし、法令の間に存在する相違点が管理・運営上の問題を引起している。給付の支払いに対する法令上の手続と諸条件について、新しい包括的な規則の必要性が生じている。

疾病給付については、毎年、公社はあらゆるタイプの制限に関連する困難に直面しており、また、それらの困難に対する幾つかの解決は批判されている。過去においては、制限を撤廃する傾向が、疾病保険の支出額に無制限な増大をもたらした。それは労働組合側からの大きな介入を通じて、その状況を容易にしてきたようである。現在では、疾病給付の不当な支払いに対する活動は、産業保健サービスにより第一段階で実施される包括的な予防活動の体系内で、企業に集中され、かつ、産業安全・衛生の各部門に委託されるべきであるという提案が、完全に正当化されている。また、一時的な労働不能の証明にかんする

保健サービス活動の実施は、改正されなければならない。つまり、企業が労働不能の証明にかんするコントロールに責任を保有すべきである。1958年の法律は依然としてまだ実施されている。そのコントロールは疾病への保護が受給者に疾病の作用に対する規則を固く守り、かつ、医師の命令に従っているかどうかの検査も含むべきである。

さらに、筆者は医学専門家委員会の機能と組織的な構成の機能の改善に対して、ある提案を行っている。

Usprawienie; Rozwoj Dzialalnosci
Ubezpiezeniowej-Glownym Zadaniem
ZUS w Sluzblie Liozi, Prala i Zabezpieczenie
Spoleczne, No. 1, 1972, PP. 5-10; No. 5, '72/73,

以上2編の「ISSA 海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するISSAの Advisory Committee-1967年10月-による了解にもとづき Social Security Abstracts より採用した。

(平石長久 社会保障研究所)